

意見書案第 29 号



アール・ディエンジニアリング産業廃棄物最終処分場問題の
早期解決を求める意見書

上記、議案書を別紙のとおり提出いたします。

平成21年 9月24日

栗東市議会

議長 太田利貞様

提出者 栗東市議会議員

賛成者 栗東市議会議員

田村隆光

國松篤

林好男

國松信太郎

太田浩美

馬場美心子

アール・ディエンジニアリング産業廃棄物最終処分場問題の 早期解決を求める意見書（案）

本市におけるアール・ディエンジニアリング産業廃棄物最終処分場問題について、県は平成18年12月に諮問機関として地域住民や専門家、有識者で構成する「RD最終処分場問題対策委員会」を設置され、同委員会は、平成20年3月まで計15回にわたり審議を重ね、平成20年4月には「有害物の全量撤去を基本とした対策（A-2案）が望ましい」とした答申を嘉田知事に提出されました。

しかし、県はその答申案を選択することなく、同委員会でも審議された「D案」を推奨し、さらに、そのD案を県独自の判断で組み替えた「よりよい原位置浄化策」を最終的な県案としてまとめられ、その案を県の指定する周辺7自治会を対象とした個別の説明会の場で説明し、住民に同意を求めてこられました。

それに対し、周辺7自治会は、県案についてそれぞれが地元自治会の総会等での審議を経て、1自治会を除き『有害物の除去を基本としない県案は受け入れられない。よって、よりよい原位置浄化策には反対』とする結論を出されました。

それ以降、地域住民との協議は、県への不信も重なり、まったく進展していません。

県は、進展しない周辺自治会との協議の打開策として、中立的第三者を交えた協議の場の設置や、住民案の提示などを提案されましたが、住民側の処分場問題解決の基本的な方針である「有害物の除去」については、住民側の意見を聞き入れることなく、また、有害物の定義や除去についての考え方など、何ら明確な回答も示さないまま今日まで来ており、そのことが県の信頼を失い、協議が進まない大きな原因となっていると考えられます。

このRD処分場問題は、これまでの調査等で処分場内や地下水から環境基準を超える水銀やヒ素、鉛、ダイオキシン等の有害物質が多く検出されており、問題発覚から10年を経過している現状においては、一刻の猶予もありません。

よって、県は「この問題の発端は、不十分な行政対応にあった」ことをしっかりと自覚し、以下のことに対し、積極的かつ誠意的に対応することを求めます。

記

1. 県は、住民と対峙している現状を真摯に受け止め、誠意ある姿勢で住民との協議を行い、一日も早い問題解決が図られるよう最大限の努力をされること。
2. 県の「有害物の除去」に対する考え方を住民に明確に示すとともに、緊急対策および恒久対策の実施については、住民合意を基本とされること。
3. 産廃特措法の延長法案の成立を、国に強く働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2009年9月 日
栗東市議会議長
太田利貞

滋賀県知事 嘉田由紀子 様